

令和5年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日（月） 午後4時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（13人）

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	6番	春摘	要	
	7番	長石	憲太郎	8番	國岡	美保子	
	9番	寺坂	富雄	10番	植木	克茂	
	11番	前川	義憲	12番	細山	周	
	—						
	13番	國岡	智志				

4. 欠席委員（1人）

委員	5番	葉狩	健一				
----	----	----	----	--	--	--	--

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄		
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案題3号 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山本	進	書記	井上	亮		
------	----	---	----	----	---	--	--

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後4時00分)
事務局長	ただ今から、令和5年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。 開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、12番 細山周一委員、14番 小宮山晃次委員をお願いいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局の説明を求めます。
事務局書記	議案書の1ページをご覧ください。番号1番です。 農地の所在が大字毛谷字下河原193番2、地目は田、面積185㎡です。 権利種別は3条の無償移転、譲渡です。 譲渡人は大字毛谷72番地7の●●●●さん。譲受人は大字毛谷207番地1の●●●●さんです。 申請事由としましては、●●●●さんの経営規模縮小となっております。 農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。 場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。 2ページに公図。3ページが現況写真となっております。 以上です。

議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6番	<p>6月29日に現地確認の上、業者に電話で確認をしております。 譲渡人 ●●●●氏のお姉さんの子供であります譲受人 ●●●●氏です。 これに譲るもので間違いないことを確認しております。 以前よりこの農地は姉の夫、つまり●●●●さんのお父さんが耕作中でありました。将来的に●●●●氏に譲るとして、この度この筆をきっちりしたいというのが稔氏です。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局書記	<p>次に、番号2について、事務局の説明を求めます。</p> <p>同じく議案書の1ページ、番号2です。 農地の所在が大字山根字下モ田井出西15番1、地目は田、面積985㎡です。 権利種別は3条の有償移転、売買です。 譲渡人は大字智頭2212番地の故●●●●さん相続人代表 ●●●●さん。 申請にあたっては、遺産分割協議書の添付をいただいております。譲受人は大字三田4番地1の●●●●さんです。 申請事由としましては、●●●●さんの経営規模縮小、●●●●さんの経営規模拡大となっております。 農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。 場所ですが、申請位置図の4ページをご覧ください。 5ページに公図。6ページが現況写真となっております。 以上です。</p>

議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>7月4日に岸本さん宅にうかがい、現地を見ながら話をしました。 下山さんの方はいろんな土地を手放しておられるところで、●●●●さんも本当は15年ぐらい前から借りてしとられたけど、どうしようかと迷ったところからこういう話があって、買うということに思い切られたそうです。</p>
議長(会長)	<p>これからも、作れる限りは、畑ですが作っていきたいと言っておられます。以上です。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
議長(会長)	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長(会長)	(全員挙手)
事務局書記	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。 非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
議長(会長)	<p>議案書の2ページをご覧ください。 番号1です。農地の所在が大字福原字ワラヒオ奥148番、地目は田、面積899㎡です。 所有者は鳥取市桜谷592番地の●●●●さんです。 非農地の事由としましては「昭和の時代植林し、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の7ページをご覧ください。 8ページに公図、9ページに現況の写真を付けております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、12番 細山周一委員に現地の事前調査をお</p>

1 2 番	<p>願っておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>報告します。 7月9日、昨日、現地に行って確認してまいりました。 9ページの現況写真にあるよりも完全に山林化しており、周りも全部同じような木が生えておるような感じですが、書かれているように、おそらく60年生のようで、申請のとおり間違いのないものと確認しました。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局書記	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p>
議長(会長)	<p>同じく議案書の2ページ、番号2についてです。 農地の所在が大字智頭字下夕河原603番17、地目が畑、面積48㎡です。 所有者は京都市伏見区舞台町35番地19の●●●●さんです。 非農地の事由としましては、「昭和51年に隣地603番3に居宅を新築。その際、申請地を自宅に付随する駐車場として転用し、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の10ページをご覧ください。 11ページにその公図ですが、黄色く囲ったところが申請地で、その隣の603の3に居宅を建設されております。 12ページに現況の写真を付けてありますが、このように一体となって駐車場が設置されております。 以上です。</p>
1 0 番	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>7月4日に現地を見ました。</p>

議長(会長)	<p>申請地位置図の12ページの写真にありますとおり、駐車場として活用されておりまして、現状は非農地であることを認めることを報告します。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手する者あり)</p>
事務局書記	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
議長(会長)	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>6月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。利用権設定面積ですが、全て田で2,986㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が1名、受ける者が1名となっております。</p> <p>期間につきましては、全て3年未満のものとなっております。</p> <p>それでは4ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

閉 会	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉 会 午後4時26分 ）</p>
-----	---

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和5年7月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 細 山 周一

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次